

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第5期）【概要版】

令和3年3月に策定した東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（以下、「実施計画」という。）について、令和6年度で実施計画（第4期）が終了したことから、同計画の事業評価を実施し、その評価等を踏まえて新たに実施計画（第5期）を策定したものの。

1 実施計画（第5期）の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）以降、県では東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針（以下、「基本方針」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定して、事故に係る諸般の課題について取り組んできた。

平成29年3月に改訂した基本方針については、令和3年3月に「宮城県震災復興計画」の満了と「新・宮城の将来ビジョン」の策定とともに見直しがなされ、新たな基本方針に基づき、令和3年から令和6年を計画期間とした実施計画（第4期）を策定して各種の原発事故対応事業を実施した。

実施計画（第4期）について、最終年度の令和6年度に事業評価を行った結果、現在の生活環境に係る原発事故の影響は震災以前の状況に戻りつつあるものの、令和5年8月から開始された東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水（以下、「処理水」という。）の海洋放出処分への対応を含む、

- （1）自然環境における放射性物質汚染の未解消
- （2）一部の諸外国・地域での輸入規制の継続
- （3）見通しの立たない汚染廃棄物等の処分
- （4）民間事業者等への損害賠償が道半ば
- （5）風評や放射線・放射能に対する不安・懸念

などの残された課題が改めて確認されたことから、基本方針に掲げる、

「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」
～原発事故被害の収束・解消に向けて～

を目標として、実施計画（第5期）でも以下の4つの個別取組方針に、引き続き取り組む。

【4つの個別取組方針】

第1「放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進」

放射性物質に汚染された廃棄物の処理、除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理

第2「被害を受けた事業者等への支援」

損害に対する確実な賠償請求、風評被害への対策、技術的支援

第3「不安解消及び風評の発生防止」

県内の放射線・放射能のモニタリング、正しい知識の普及・啓発

第4「その他原発事故被害収束への取組」

県民一丸となった取組体制の構築、福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握、国や東京電力に対する要望・要請

2 実施計画（第4期）の事業評価と実施計画（第5期）で継続して取り組む事業について

実施計画（第4期）の掲載事業延べ65事業について事業評価した結果、延べ58事業を原発事故対応として、実施計画（第5期）においても継続して取り組むこととした。

また、実施計画（第5期）での新規の事業はなかった。

なお、実施計画（第4期）では複数の個別取組方針に同一事業を重複して掲載（再掲）していたが、実施計画（第5期）で継続する延べ58事業について再掲が生じないように、整理・統合を行い、51事業とした。

（1）実施計画（第4期）の事業評価による計画掲載事業の方向性と事業数について

実施計画（第4期）掲載事業	原発事故対応として継続	通常事業として継続*	終了
延べ65事業	延べ58事業	延べ4事業	延べ3事業

*原発事故対応の実績が乏しい等の理由から、実施計画（第5期）には掲載しない事業。

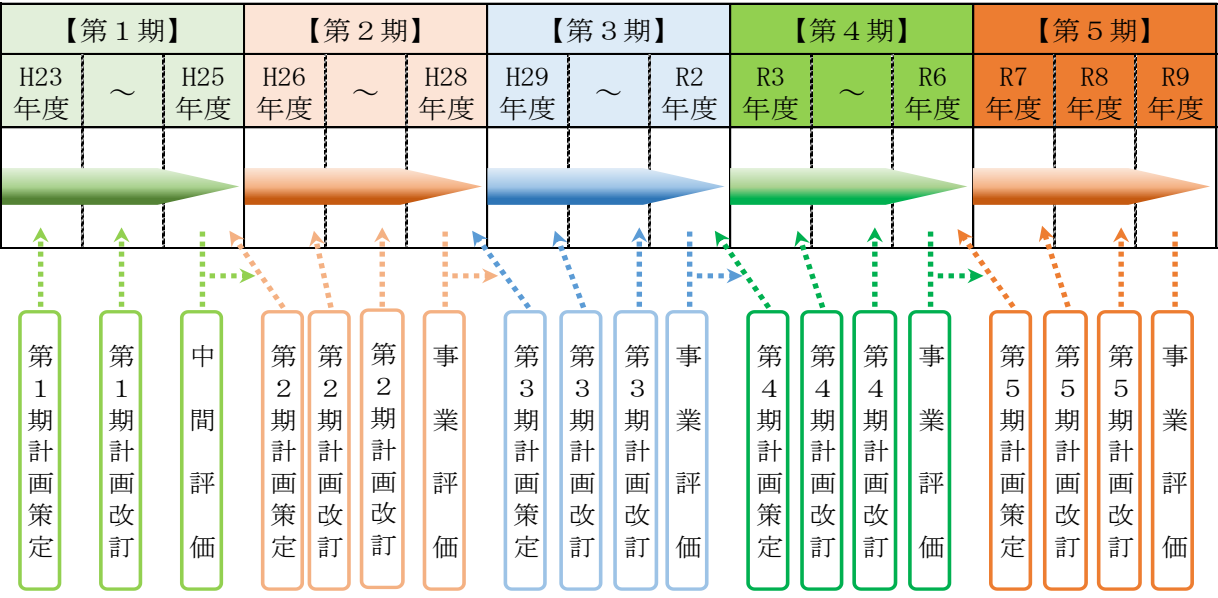
（2）実施計画（第5期）の計画掲載事業の整理等について

実施計画（第4期）の事業評価により、原発事故対応として継続する延べ58事業について、以下のとおり、整理・統合等を行い、51事業とした。

- ① 事業名と取組内容が同一で、複数の個別取組方針に重複して掲載（再掲）されている事業については、取組内容に最も適合した一つの個別取組方針に整理して掲載した（6事業の削減）。
- ② 事業名が異なる非予算の取組で、取組内容が同一の事業を統合した（2事業の削減）。
- ③ 事業名が同一で、複数の取組内容を持つ事業については、取組内容に応じて、事業名に枝番と副題を付与して事業を分割し、適合した個別取組方針に掲載した（1事業の増加）。

3 実施計画（第5期）の期間

実施計画（第5期）の期間は上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年3月策定、計画期間：令和3年度～令和12年度 10年間）の実施計画の中期3年間の期間と合わせ、令和7年度から令和9年度までの3年間とした。



施 策 体 系			
個別取組		主な事業・取組	
第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進	1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理	・放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業《1》廃棄物の処理促進【8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理推進のための保管市町等の支援・指定廃棄物の処理に係る連絡調整】 ・企業局における浄水発生土管理等事業【浄水発生土の保管・管理・搬出】	計 2事業
	2 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理	・放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業《2》除染対策事業 【除去土壌・除染廃棄物の適正保管に関する支援、処分基準や再生利用基準についての国への要望】	計 1事業
第2 被害を受けた事業者等への支援	1 損害に対する確実な賠償請求	・福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《1》民間の損害賠償請求等【民間事業者等に対する個別無料相談会開催など】 ・福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《2》市町村等の損害賠償請求【市町村等との合同請求など】	計 2事業
	2 風評被害への対策	・輸出基幹品目販路開拓事業【県産水産物の海外販路開拓】 ・「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 【県産農林水産物等PR】 ・県産水産物の販路開拓強化支援事業【県産水産物の国内の販路拡大】 ・漁業経営サポート資金利子補給事業、漁業近代化資金利子補給事業、次世代漁業人材向け漁船等導入支援事業、栽培漁業種苗放流支援事業【漁業者のなりわい維持】	他 2事業 計 9事業
	3 技術的支援	・鳥獣被害防止総合支援事業 【原発事故後に増加した鳥獣被害の対応】 ・農産物放射性物質影響緩和対策事業【放射性物質移行低減のためのカリ質肥料の施用等】 ・給与自粛牧草等処理円滑化事業 【汚染稲わら等の一時保管施設の管理】 ・特用林産物放射性物質対策事業《1》生産・販売支援【栽培試験や放射性物質低減化実証等】 ・ほだ木等原木林再生実証事業 【原木林の再生に向けた実証等】	他 1事業 計 6事業
第3 不安解消及び風評の発生防止	1 空間放射線量率のモニタリング	・放射線・放射能広報事業《1》宮城県放射線・放射能測定実施計画の策定【県内における原発事故由来の放射線・放射能の体系的な測定計画の策定】 ・環境放射能水準調査事業《1》空間放射線量の監視【モニタリングポストによる連続監視等】 ・港湾利用促進事業 《1》港湾内の空間放射線量測定【港湾区域の測定】	他 2事業 計 5事業
	2 放射性物質濃度のモニタリング	・放射性物質検査対策事業【牛肉、豚肉、流通食品等の検査】、・野生鳥獣放射能対策事業【ニホンジカ、イノシシ等の検査】 ・農産物放射能対策事業【農産物の検査】、・放射性物質影響調査事業【原乳、粗飼料、草地土壌等の検査】 ・肉用牛出荷円滑化推進事業【出荷前の肉用牛の検査】、・水産物安全確保対策事業【水産物の検査】 ・特用林産物放射性物質対策事業《2》放射性物質検査【きのこ等の検査】 ・港湾利用促進事業《2》港湾内の放射能測定【輸出コンテナ、海水の測定】	他11事業 計19事業
	3 正しい知識の普及・啓発	・放射線・放射能広報事業《5》みやぎ原子力情報ステーション運営等【みやぎ原子力情報ステーションの運営、相談窓口設置等】 ・学校教育における放射線に関する指導《1》小・中学校、《2》高校【副読本等を活用した放射線に関する授業の実施】	計 3事業
第4 その他原発事故被害収束への取組	1 県民一丸となった取組体制の構築	・福島第一原発事故損害賠償請求支援事業《3》みやぎ県民会議等 【みやぎ県民会議や事故被害対策本部の運営等】	計 1事業
	2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握	・福島原発の状況把握 【覚書等に基づく情報収集】	計 1事業
	3 国や東京電力に対する要望・要請	・要望・要請活動の実施 【国や東京電力に対する、指定廃棄物の処理、損害賠償、県産品の輸入規制の撤廃、廃炉・汚染水・処理水対策に関する要望・要請】 ・処理水対策事業【「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」の運営】	計 2事業
※ 令和7年度の実施事業数は51事業（再掲事業無し）			